

福岡県公報

平成二十九年六月三十日
第三千九百五号
増刊
②

目次

規則 (第二十三号―第二十五号)

○政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (県民情報広報課) ……一

○福岡県副知事倫理条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……二

○福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則 (体育スポーツ健康課) ……二

告示

○久留米市と福岡県との間の久留米市中央公園内の体育施設及び照明設備に係る事務の委託に関する規約 (体育スポーツ健康課) ……三

議案

○福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示 (議会事務局総務課) ……五

選挙管理委員会

○政治団体の解散届の一部改正 (市町村支援課) ……五

規則

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十三号

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための福岡県知事の資産等の公開に関する条例施行規則(平成七年福岡県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「配当所得」を「配当等に係る利子所得及び配当所得」に、「株式等の譲渡による」を「一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得、同法第三十七条の十一の規定による上場株式等の譲渡による」に改める。

様式第二号中

土地等の事業所得	雑所得
短期譲渡所得	所得
長期譲渡所得	所得
株式等の事業・譲渡所得	所得
上場株式等の配当所得	所得
先物取引の事業・譲渡所得	所得

を

土地等の事業所得	雑所得
短期譲渡所得	所得
長期譲渡所得	所得
一般株式等の事業・譲渡所得	所得
上場株式等の事業・譲渡所得	所得
上場株式等の利子所得	所得
先物取引の事業・譲渡所得	所得

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県副知事倫理条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十四号

福岡県副知事倫理条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県副知事倫理条例施行規則（平成二十二年福岡県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号口中「配当所得」を「配当等に係る利子所得及び配当所得」に、「株式等の譲渡による」を「一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得、同法第三十七条の十一の規定による上場株式等の譲渡による」に改める。

様式第三号中

分攤課税	土地等の事業所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・譲渡所得		

を

分攤課税	土地等の事業所得		
	短期譲渡所得		

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十五号

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則（昭和四十九年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百」を「、メインアリーナは二百を、サブアリーナは十を、その他の施設は百」に改める。

第三条第一項中「、第四号及び第五号」を「から第七号まで」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「占有」を「占用」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 競技団体が主催し、かつ、久留米市教育委員会が後援して競技会を行うために体育館附属施設の研修室又は大研修室を利用する場合 占用使用の場合の利用料金の額の五十パーセントに相当する額（練習を行うために利用する場合の利用料金は免

長期譲渡所得		
一般株式等の事業・譲渡所得		
上場株式等の事業・譲渡所得		
上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・譲渡所得		

に

除する。）

第三条第一項第三号中「利用する場合」の下に「（前号に該当する場合を除く。）」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 久留米市又は久留米市教育委員会が、体育、スポーツ振興のための事業に体育館附属施設の研修室又は大研修室を使用する場合 利用料金の額の全額

第三条第二項中「第十一号」を「第十三号」に改める。

別表第一中

放送設備	一式一回	一、二一〇円
照明設備	一式一回	二、四三〇円
ロッカー	一回	二〇円
電光得点表示盤	一式一回	二四〇円

を

放送設備	一式一回	三、一三〇円
電光得点表示盤	一式一回	二、五〇〇円

に、

タイムアウト要求器	一式一回	二二〇円
八ミリ映写機	一台一回 〔スクリーンを含む〕	一、八二〇円
幻灯機	一台一回 〔スクリーンを含む〕	一、二二〇円

を

タイムアウト要求器	一式一回	二二〇円
ショットクロック	一式一回	二二〇円
ポゼション表示器	一式一回	二二〇円
オフィシャルテーブル	一式一回	二二〇円
大響ブザー	一式一回	二二〇円

に、

スクリーン	一式一回	六〇〇円
長机	一脚一回	二〇円
椅子	一脚一回	一〇円

を

スクリーン	一式一回	六〇〇円
プロジェクター	一台一回	九三〇円
長机	一脚一回	六〇円
椅子	一脚一回	三〇円
演台	一式一回	六七〇円
ポータブルステージ	一台一回	二〇〇円
フロアシート	一枚一回	一一〇円
両面掲示板	一台一回	一一〇円
つりバトン	一本一回	二八〇円

に、

卓球	一台一回	一一〇円
----	------	------

を

卓球	一台一回	一一〇円
ソフトバレーボール	一面一回	二四〇円
テニス	一面一回	一一〇円
フットサル	一面一回	三六〇円

に改める。

附則

この規則は、福岡県立久留米スポーツセンター条例の一部を改正する条例（平成二十九年福岡県条例第二十四号）の施行の日から施行する。

告示

福岡県告示第四百五十八号

久留米市と福岡県との間の久留米市中央公園内の体育施設及び照明設備に係る事務の委託に関する規約を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

福岡県知事 小川 洋

久留米市と福岡県との間の久留米市中央公園内の体育施設及び照明設備に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 久留米市(以下「甲」という。)は、所有する久留米市中央公園内の体育施設及び照明設備(以下「委託施設等」という。)の管理及び運営並びに使用料に関する次に掲げる事務を福岡県(以下「乙」という。)に委託する。

- 一 委託施設等の維持及び保守に関する事務
 - 二 委託施設等の利用の承認その他委託施設等の運営に関する事務
 - 三 委託施設等の使用料及び過料の徴収及び収納に関する事務
 - 四 委託施設等の過料に関する行政処分その他不服申立てに対する決定に関する事務
 - 五 委託施設等のうち共用部分に係る使用料の制定に関する事務
- 2 前項の規定にかかわらず、委託施設等の大規模補修に関する事務については、別途甲と乙において協議を行うものとする。

(管理及び執行の方法)

第二条 甲が前条第一項の規定により乙に委託する事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程(以下「県条例等」という。)

()の定めるところによるものとする。ただし、次に掲げる事項については、甲の条例、規則その他の規程(以下「市条例等」という。)の定めるところによるものとする。

- 一 委託施設等の利用料金の上限金額
- 二 委託施設等の利用料金の減額又は免除
- 三 委託施設等の休館日及び開館時間

2 乙は、前項の規定による委託事務の管理及び執行に当たっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第三項の規定により乙が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせること

ができる。ただし、前条第一項第四号及び第五号に掲げる事務はこの限りではない。

(協議)

第三条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

- 一 委託施設等の全部又は一部の供用を休止しようとするとき。
- 二 委託事務の管理及び執行について適用される県条例等を制定し、又は改廃しようとするとき。
- 三 委託施設等について、法第二百四十四条の二第九項の規定による利用料金の承認をしようとするとき。

2 甲は、委託施設等の設置及び管理に関する市条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

(経費の負担)

第四条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲が負担し、その額は甲と乙が協議して定める。

(使用料及び過料の収入)

第五条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料及び過料の収入は、全て乙の収入とする。ただし、乙が指定管理者を指定する場合にあつては、法第二百四十四条の二第八項の規定による利用料金を指定管理者の収入として收受させることができる。

(予算の計上)

第六条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算の通知)

第七条 乙は、法第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(連絡会議)

第八条 乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲と定期に連絡会議を開くものとする。ただし、乙が必要と認める場合又は甲の申出がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第九条 甲は、委託施設等の設置及び管理に関する市条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに当該市条例等を乙に通知しなければならない。

2 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される県条例等を制定し、又は改廃した場合においては、直ちに当該県条例等を甲に通知しなければならない。
(その他)

第十条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この規約は、平成三十年四月一日から施行する。

議 会

福岡県議会告示第一号

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

福岡県議会議長 樋口 明

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

福岡県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年福岡県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三中

土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		

を

土地等の事業・雑所得		
短期譲渡所得		
長期譲渡所得		
一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		

に

改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出について、税理士による大久保勉後援会の代表者から修正の届出があったので、同条第三項の規定に基づき公表した政治団体の解散届（平成二十九年二月福岡県選挙管理委員会告示第二十九号）の一部を、次のとおり改める。

平成二十九年六月三十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治団体の解散届の(一)その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）中、税理士による大久保勉後援会の項を次のとおり改める。

税理士による大久保勉後援会

吉田 茂樹 二八、一一、二一